

京都市告示第282号

京都市市税条例第27条の6第4項の規定に基づき、市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金として、次の表に定めるものを認定します。

令和5年8月16日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
NPO法人下鴨学区 自治連合会に対する 寄附金	京都市左京区下鴨泉川 町50番地	当該法人の主 たる目的であ る業務	令和5年7月19日から 令和8年7月18日まで

(行財政局税務部税制課)